

武蔵野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第3条 減給は、1年以下の期間、給料の月額 <del>の5分の1以下</del> に相当する額を、給与から減ずるものとする。	第3条 減給は、1年以下の期間、 <u>その発令の日に受ける</u> 給料の月額 <del>の5分の1以下</del> に相当する額を、給与から減ずるものとする。 <u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額<del>の5分の1</del>に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	字句の追加  後段の追加
2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「報酬の額」と、「給与」とあるのは「報酬」とする。	2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>その発令の日に受ける</u> 給料の月額」とあるのは「報酬の額」と、「給与」とあるのは「報酬」とする。	字句の追加

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。